

---

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第4、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、詳細は担当課長より申し上げます。

（健康福祉課長 糸川成人君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） この改正によって、町内でどのくらいの方が、2番3番で該当するのか、教えていただけますか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 所得の方が、まだ、確定をしていないものですから、令和元年度の、国民健康保険税のデータを元にして、算出をしておりますけれども、5割軽減の世帯が3世帯増えます。2割軽減の世帯は5世帯増えるというような形になります。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---